

電力卸供給入札募集要綱の修正箇所について

1. 平成26年4月10日公表の電力卸供給入札募集要綱(案)からの変更点について(RFCにおけるご提案を反映)

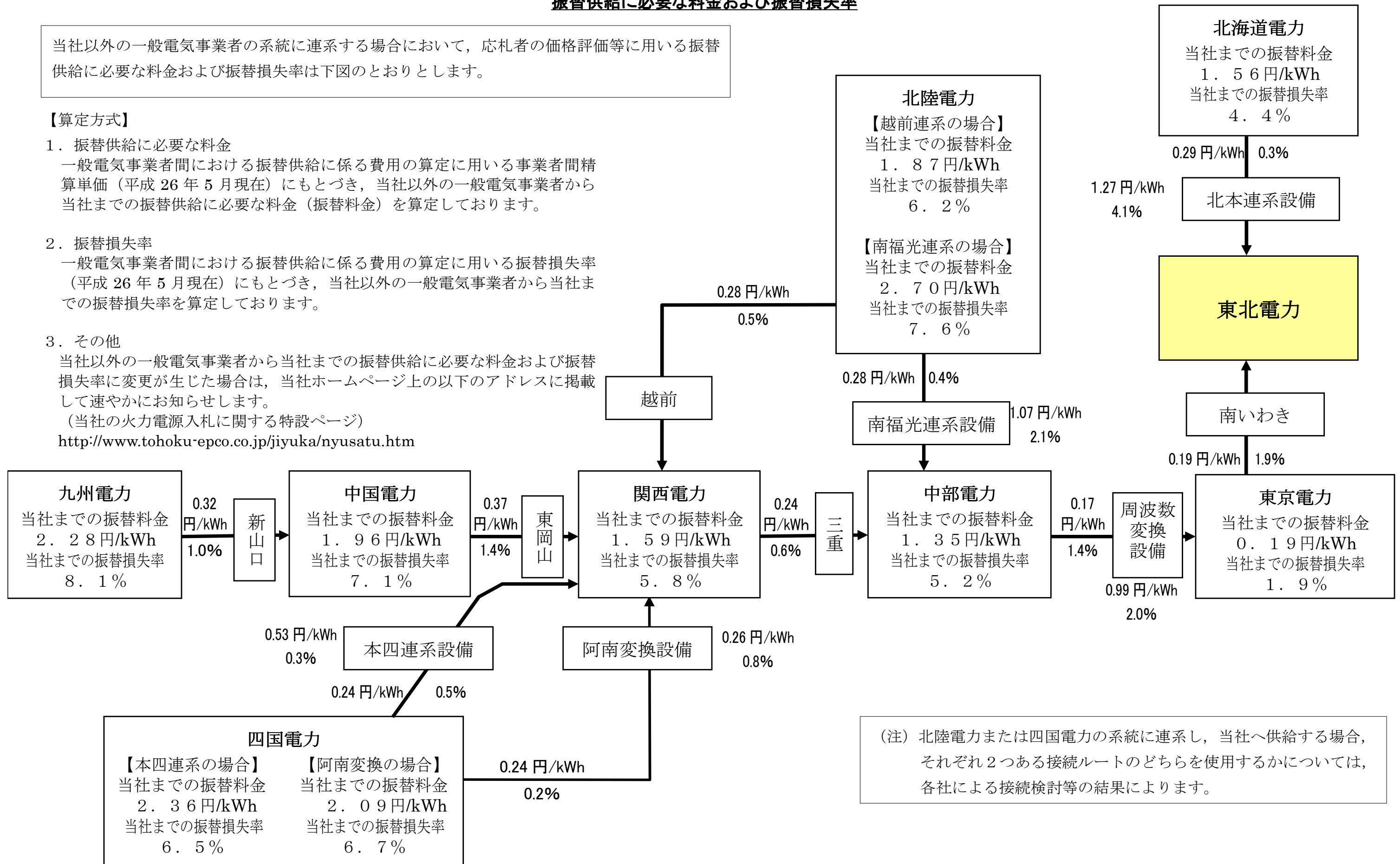
	概 要	修 正 箇 所	該 当 箇 所		
			要 綱	標準契約書A	標準契約書B
1	落札候補者選定における入札価格再算定および非価格要素再検討結果の提出期限を延長	<p>【「落札候補者の選定」について、下線部を修正】</p> <p>・当社が指定する期日とは、<u>依頼した日から1ヶ月</u>を原則とし、具体的な日時は依頼する際に公証人立会のもと書面でお伝えします。</p>	7章 (P58)	—	—
2	最新鋭の発電技術の商用化および開発状況(BATの参考表)の更新にともなう参照先の変更	<p>【「遵守すべき規準」について、下線部を修正】</p> <p>・http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/bat_sankouhyou/bat_20140501.pdf</p> <p>(RFC外)</p>	4章 (P14)	—	—
3	振替供給に必要な料金および振替損失率の変更	<p>【「別紙1」を次ページのとおり修正】</p> <p>(RFC外)</p>	別紙1 (P111)	—	—

振替供給に必要な料金および振替損失率

当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合において、応札者の価格評価等に用いる振替供給に必要な料金および振替損失率は下図のとおりとします。

【算定方式】

1. 振替供給に必要な料金
一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に用いる事業者間精算単価（平成 26 年 5 月現在）にもとづき、当社以外の一般電気事業者から当社までの振替供給に必要な料金（振替料金）を算定しております。
2. 振替損失率
一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に用いる振替損失率（平成 26 年 5 月現在）にもとづき、当社以外の一般電気事業者から当社までの振替損失率を算定しております。
3. その他
当社以外の一般電気事業者から当社までの振替供給に必要な料金および振替損失率に変更が生じた場合は、当社ホームページ上の以下のアドレスに掲載して速やかにお知らせします。
（当社の火力電源入札に関する特設ページ）
<http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/nyusatu.htm>



2. 平成26年6月9日公表の電力卸供給入札募集要綱(案)からの変更点について(中立的機関委員によるご指摘を反映)

	概 要	修 正 箇 所	該 当 箇 所		
			要 綱	標準契約書A	標準契約書B
1	落札結果の公表について、「契約価格と上限価格のかい離率」を公表することに修正	<p>【「落札者の選定」に関する規定について、下線部を修正・追記】</p> <p>・契約締結後、機器調達等に支障を来たさない適切な時期に、当社は以下の項目を公表いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 卸供給を行う事業者名 ➤ 供給開始年度 ➤ 卸供給を行う場所(住所) ➤ 年間契約基準利用率 ➤ 契約最大電力 ➤ 燃料種別 ➤ <u>契約価格と上限価格のかい離率※(ただし、落札者が1社のみの場合は公表いたしません)</u> <p>※第6回火力電源入札WGの審議結果を踏まえ、<u>契約価格と上限価格のかい離率を公表いたします。なお、第6回火力電源入札WGの資料については、経済産業省ホームページ上の以下のアドレスに掲載されております(資料4 事務局提出資料P6を参照願います)。</u></p> <p>http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_ga/s/denkiryoukin/karyoku_wg/006_haifu.html</p>	7章 (P59)	—	—

	概 要	修 正 箇 所	該 当 箇 所		
			要 綱	標準契約書A	標準契約書B
2	<p>資本費のうち土木建築工事費について、著しい物価変動に対応するためエスカレーション補正を選択することを可能とする</p>	<p>【「受給料金」における「基本料金」について、下線部を修正・追記】</p> <p>a. 基本料金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>入札価格の各年度の固定費を12で除した月額を毎月お支払いいたします。 ただし、以下の場合は各年度の固定費の補正を行います。</p> </div> <p>①資本費</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤電源線等工事費(特定負担分)の補正 ・(省略) ➤建設費の補正 ・<u>落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、発電所建設工事費のうち、土木・建築工事(以下「土工事」といいます)契約については、入札時点と契約締結時点の相違から、工事金額が国内物価によって著しく変動することも考えられることから、入札価格への過度なリスク対応費用の織り込みを回避するため、応札者があらかじめ希望する場合、以下の式により物価の著しい変動にともなう土工事費相当額の変動に対する補正を行い、基本料金の補正を行います。</u> ・<u>補正の対象とする価額は、入札制度および評価の公平性の観点から、入札時点であらかじめ確定いたします。このため、土工事費相当額の補正を必要とする場合、入札書類『(様式8)入札価格計算書』の資本費(A欄)に補正対象となる土工事費相当額を再掲していただきます。ただし、土工事費相当額の合計は、『(様式18)建設費概算書』における土木工事および建築工事の合計額以下で、かつ、『(様式8)入札価格計算書』における資本費の合計の25%以内としていただきます。</u> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>	9章 (P75)	—	—

	概 要	修 正 箇 所	該 当 箇 所		
			要 綱	標準契約書A	標準契約書B
2	資本費のうち土木建築工事費について、著しい物価変動に対応するためエスカレーション補正を選択することを可能とする	<p>(前ページの続き)</p> <p><u>土工工事費相当額(補正後) =</u></p> $\frac{\text{入札価格計算書の土工工事費相当額}}{\text{環境影響評価書が確定した月の物価指数}} \times \frac{\text{入札募集受付開始月の物価指数}}{\text{入札募集受付開始月の物価指数}}$ <p>※ただし、以下の場合は、補正を行わないものとします。 $\left \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の物価指数}}{\text{入札募集受付開始月の物価指数}} - 1 \right \leq 5\%$</p> <p>※補正額は年度毎に算定し、毎年度の基本料金を補正するもの といたします。</p> <p>※土工工事費相当額は、『(様式18)建設費概算書』をもとに、入札書類『(様式8)入札価格計算書』の資本費(A欄)に再掲いただいた土工工事費相当額といたします。</p> <p>※物価指数は、国土交通省公表の「建設工事費デフレーター」の「建設総合－土木総合－その他土木」(月次)によるものといたします。</p> <p>② 運転維持費 ・(省略)</p>	9章 (P75)	—	—
		<p>【「受給料金」の備考に以下の内容を追記】</p> <p>・土工工事費相当額の補正を希望する場合、『(様式18)建設費概算書』により申告してください。</p> <p>・土工工事費相当額の補正については、物価指数のプラスまたはマイナス双方を対象とします。</p> <p>・土工工事契約は、着工前に必要となる環境影響評価書が確定した日以降、速やかに締結され金額が確定するものと考えられることから、補正の対象時点は環境影響評価書の確定月とします。</p> <p>・なお、環境影響評価に関する法的手続きを実施しない場合、補正の対象時点は工事計画書の届出月とします。</p> <p>・調整の基準時点は、入札募集受付開始月とします。</p>	9章 (P78) 備考	—	—

	概 要	修 正 箇 所	該 当 箇 所		
			要 綱	標準契約書A	標準契約書B
2	資本費のうち土木建築工事費について、著しい物価変動に対応するためエスカレーション補正を選択することを可能とする	<p>【「受給料金」に関する規定について、下線部を修正・追記】</p> <p>(1) 基本料金 (省略)</p> <p>なお、別紙2の資本費のうち電源線等工事費については、甲の負担する電源線等工事費の確定精算後、精算額を反映し別紙3にもとづき置き換えるものとする。(※)別紙2の運転維持費については、毎年度4月に別紙3にもとづき算定した運転維持費補正係数を乗じた値に置き換えるものとする。</p> <p>《落札者が『要綱9章(4)①』の建設費の補正を希望する場合には、上記の※に以下を挿入》</p> <p>また、土建工事費相当額については、入札募集受付開始月から発電設備に関する環境影響評価書が確定した月(環境影響評価に関する法的手続きを実施しない場合、補正の対象時点は工事計画書の届出月)までの土木・建築工事の物価変動に応じた補正を行なうものとし、別紙3にもとづき置き換えるものとする。</p>	—	第21条 (受給料金)	第24条 (受給料金)
3	連帯保証について、必ずしも出資者全てに連帯保証状の提出を求めるものではないこと、応札者より事業の継続性や安定性が担保される代替手法をご提案いただき合意した場合はその手法を連帯保証に代えることができることを記載	<p>【「子会社、合併会社等の扱い」に以下の内容を追記】</p> <p>・出資者が複数の場合、必ずしも出資者全員から連帯保証状の提出を求めるものではありません。</p> <p>・出資者から連帯保証に替わる手法をご提案いただいた場合には、事業の継続性や安定性が担保されることを前提に、協議のうえ合意した内容を連帯保証に代替するものいたします。</p>	11章 (P109)	—	—

以 上